

# 長崎県公立大学法人各種料金徴収規程

〔平成17年4月1日〕  
規程第28号

改正 平成20年12月1日規程第57号

改正 平成21年10月16日規程第17号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 長崎県公立大学法人(以下「法人」という。)が料金を徴収する場合における取扱いについては、この規程の定めるところによる。

## 第2章 使用料

(使用料)

第2条 長崎県公立大学法人不動産等管理規程(平成17年規程第20号)第9条の規定により不動産等をその本来の用途又は目的を妨げない限度において貸付を許可する場合には、次の各号に定めるところにより使用料を徴収する。

- (1) 土地及び建物の貸付については、別表第1に定める額とする。
- (2) 不動産の一時使用料金は、佐世保校については別表第2、シーボルト校については別表第3に定める額とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、電柱その他別表第4に掲げる物件の設置を目的とする場合の土地の貸付については、同表に定める額とする。
- 2 前項の規定により徴収する使用料のうち、消費税の課税の対象となるものに係る使用料については、消費税相当額を加算するものとする。
- 3 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、災害その他特別の事情により使用できなくなったときは、この限りでない。
- 4 使用料は、施設利用確認後、速やかに請求を行うものとする。

一部改正〔平成20年規程第57号、平成21年規程第17号〕

(使用料の減免)

第3条 理事長は、次の各号の一に該当する場合には、前条の使用料を減免することができる。

- (1) 職員又は学生(以下「職員等」という。)が直接利用することを目的とする福利厚生施設及びその付帯施設を設置するとき。
- (2) 長崎県立大学(前身となった大学又は短期大学等を含む。以下「大学」という。)の卒業生で構成する同窓会及び大学の後援会(以下「同窓会等」という。)が事務室を設置するとき。
- (3) 同窓会等が不動産を一時使用するとき。
- (4) 職員等が利用するために、郵便箱、公衆電話を設置するとき。
- (5) 職員等が代表者又は責任者として主催する学会、講演会、研究会等に不動産を一時使用するとき。
- (6) 大学が後援等を行った事業のため不動産を一時使用するとき。
- (7) 災害その他特別の事情により必要があると認めるとき。

一部改正〔平成20年規程第57号〕

## 第3章 手数料

(手数料)

第4条 法人の事務で特定の者のためにするものについては、手数料を徴収する。

- 2 手数料の種別及び金額は、別表第5のとおりとする。

- 3 手数料は、原則として国又は地方公共団体に対しては、これを徴収しない。
- 4 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 5 理事長は、特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。

一部改正 [平成20年規程第57号]

#### 第4章 雑則

(雑則)

第5条 この規程のほか、料金の徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月1日規程第57号)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第2条第2項の規定は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月16日規程第17号)

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分	使用料の額(標準年額)
土地	当該使用に係る土地の時価相当額に100分の6を乗じて得た額の範囲内で理事長が定める額
建物	当該使用に係る建物の時価相当額に100分の7を乗じて得た額の範囲内で理事長が定める額と当該建物の使用部分に相当する敷地に係る土地の使用料との合計額
備考	<p>1 1件の使用料の額が100円未満であるときは、100円とする。</p> <p>2 使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又は端数を1平方メートルとして計算する。</p> <p>3 使用許可の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、日割をもって計算する。</p>

## 別表第2(第2条関係)

## 佐世保校 施設使用料一覧

平成21年3月1日～

室	収容可能 人数	施設使用料 (税込)	
		人	(8 h)
本館 1 F 101	320	2,700	1,350
本館 1 F 102	72	700	350
本館 1 F 104	72	700	350
本館 2 F 201	320	2,500	1,250
本館 2 F 202	40	400	200
本館 2 F 203	64	600	300
本館 2 F 204	72	700	350
本館 2 F 205	30	500	250
本館 2 F 206	24	300	150
本館 2 F 208	30	400	200
本館 3 F 301	20	200	100
本館 3 F 302	20	300	150
本館 3 F 303	20	200	100
本館 3 F 304	20	200	100
本館 3 F 305	20	200	100
本館 3 F 306	20	200	100
本館 3 F 307	72	600	300
本館 3 F 308	30	300	150
本館 3 F 309	30	300	150
本館 3 F 310	81	700	350
本館 3 F 311	81	600	300
本館 3 F 312	136	1,100	550
本館 3 F 313	24	300	150
本館 3 F 314	190	1,700	850
旧図書館 2 F 401	99	800	400
旧図書館 2 F 402	99	800	400
旧図書館 2 F 403	72	600	300
旧図書館 2 F 404	63	500	250
旧図書館 2 F 406	63	500	250
旧図書館 2 F 407	18	200	100
旧図書館 2 F 408	18	200	100

室	収容可能 人数	施設使用料 (税込)	
		人	(8 h)
旧図書館 3 F 409	26	400	200
旧図書館 3 F 410	32	400	200
旧図書館 3 F 411	22	300	150
旧図書館 3 F 415	82	1,200	600
旧図書館 4 F 416	30	500	250
附属図書館 1 F 多目的ホール	210	2,600	1,300
情報処理棟 507	91	2,700	1,350
情報処理棟 508	20	1,000	500
講義棟 1 F AV1	48	1,800	900
講義棟 1 F AV2	62	1,900	950
講義棟 1 F 503	70	1,100	550
講義棟 1 F 504	121	1,800	900
講義棟 2 F 505	480	6,800	3,400
講義棟 3 F 506	570	8,300	4,150
大学院棟 1 F 601	12	200	100
大学院棟 1 F 602	12	200	100
大学院棟 1 F 603	12	200	100
大学院棟 1 F 604	12	200	100
大学院棟 1 F 605	12	200	100
大学院棟 2 F 611	4	100	50
大学院棟 2 F 612	8	100	50
大学院棟 2 F 613	4	100	50
大学院棟 2 F 614	12	200	100
大学院棟 2 F 615	12	200	100
大学院棟 2 F 616	20	400	200
体育館アリーナ(半面)		5,600	2,800
グラウンド(全面)		8,100	4,050
サブグラウンド(全面)		4,000	2,000
テニスコート(1面)※		1,600	800
武道場(1階全面)		400	200
武道場(2階半面)		200	100

※硬式6面・軟式2面

## 別表第3(第2条関係)

## シーボルト校 施設使用料一覧

平成21年3月1日～

室	収容可能 人数	施設使用料 (税込)	
		人	(8 h)
中央棟M1 0 2	70	6,100	3,050
中央棟M1 0 3	160	11,400	5,700
中央棟M1 0 4	100	6,700	3,350
中央棟M2 0 1	84	5,600	2,800
中央棟M2 0 2	48	4,000	2,000
中央棟M2 0 3	142	9,200	4,600
中央棟M2 0 4	48	4,000	2,000
中央棟M205 LL1	49	7,100	3,550

室	収容可能 人数	施設使用料 (税込)	
		人	(8 h)
西棟自習室	48	3,700	1,850
西棟会議室	47	3,600	1,800
学生会館 食堂	200	26,800	13,400
自習室 1	30	3,300	1,650
自習室 2・3	15	1,600	800
大講義室	400	29,400	14,700
特別会議室	32	8,100	4,050
応接室	12	2,200	1,100

中央棟M206	80	5,500	2,750
東棟E108	80	4,700	2,350
東棟E109-110	77	4,700	2,350
東棟E210	60	10,100	5,050
東棟E301	63	3,300	1,650
東棟E302-303	61	3,200	1,600
東棟E101-104	20	1,700	850
東棟E205調理実習室	44	4,200	2,100
東棟E206試食実習室	54	3,200	1,600
東棟E207 給食経営管理実習室	44	4,600	2,300
東棟会議室	42	4,100	2,050
西棟W101-102	80	4,200	2,100
西棟W103	117	5,800	2,900
西棟W201	42	4,200	2,100
西棟W203	68	6,100	3,050
西棟W204 LL2	46	3,700	1,850
西棟W301	28	1,600	800
西棟W309	63	3,500	1,750
西棟W314	28	1,600	800
西棟W315	30	1,700	850
西棟W316	26	1,600	800
西棟W317	63	3,500	1,750
西棟講師控室	20	2,000	1,000

体育館アリーナ(半面)		7,100	3,550
体育館 多目的室		9,800	4,900
グラウンド(全面)		8,000	4,000
テニスコート(1面)※		3,600	1,800

※硬式・軟式全6面

別表第4(第2条関係)

	使用料の額(標準年額)
電柱類	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1の例により算定した額。ただし、電柱類を設置した者以外の者が、電線その他これに類するものを当該電柱類に架設する場合は、電柱類の使用料の額の範囲内で理事長が別に定める額
地下埋設物	長崎県道路占用料徴収条例(昭和43年長崎県条例第18号)別表の例により算定した額
備考	<p>1 電柱類とは、電気通信事業法施行令別表第1の種類欄に掲げる物件をいう。</p> <p>2 電柱類の使用許可の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、その期間又は端数を1年として計算する。</p> <p>3 地下埋設物とは、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第2号に掲げる物件をいう。</p>

## 別表第5(第4条関係)

手数料の名称	区分	単位	金額
文書の写しの交付手数料	文書又は図画を単色で日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写したもの	1枚(両面複写による場合は、片面を1枚とする。)	10円
	文書又は図画を多色刷りで日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したもの	1枚(両面複写による場合は、片面を1枚とする。)	60円
	電磁的記録を単色刷りでA3判以下の大きさの用紙に印刷したもの	1枚(両面印刷による場合は、片面を1枚とする。)	10円
	電磁的記録を多色刷りでA3判以下の大きさの用紙に印刷したもの	1枚(両面印刷による場合は、片面を1枚とする。)	60円
	電磁的記録を録音カセットテープに複写したもの	1巻	210円
	電磁的記録をビデオカセットテープに複写したもの	1巻	270円
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写したもの	1枚	70円
	電磁的記録を光ディスクに複写したもの	1枚	140円
	上記以外のもの	理事長が別に定める単位	理事長が別に定める額